

m 7, © * 7 Ê o 5

— Ž " 5 5 " ©

m 7, © 0 () ~ M 5

m 7, © 0 () ~ Ø 5

— Ž " 5

浦臼町議会第3回定例会 第1号

令和5年9月12日（火曜日）

○議事日程

- | | | |
|----|---------|---|
| 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 諸般報告 |
| 4 | | 行政報告 |
| 5 | | 一般質問 |
| 6 | 承認第 3号 | 専決処分した事件の承認について（固定資産評価審査委員会委員の選任） |
| 7 | 議案第35号 | 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第4号） |
| 8 | 議案第36号 | 土地改良事業の計画の概要について |
| 9 | 議案第37号 | 土地改良事業に関する事務の委託について |
| 10 | 議案第38号 | 工事請負契約の締結について |
| 11 | 議案第39号 | 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について |
| 12 | 議案第40号 | 指定管理者の指定について（浦臼町多世代交流施設 えみる） |
| 13 | 同意第18号 | 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて |
| 14 | 報告第 5号 | 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について |
| 15 | 認定第 1号 | 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 16 | 認定第 2号 | 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 17 | 認定第 3号 | 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 18 | 認定第 4号 | 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について |
| 19 | 発議第 4号 | 事務の検査について |
| 20 | 請願第 1号 | 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の請願について |
| 21 | 意見書案第1号 | 肥料、燃油などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書について |
| 22 | 意見書案第2号 | ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書について |
| 23 | 意見書案第3号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について |
| 24 | | 所管事務調査について（総務産業常任委員会） |

○出席議員（8名）

議長	8番	小松	正年	君	副議長	7番	柴田	典男	君
	1番	砂場		明君		2番	土屋	慎一	君
	3番	高田	英利	君		4番	野崎	敬恭	君
	5番	中川	清美	君		6番	静川	広巳	君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町		長	川	畑	智	昭	君
副	町	長	石	原	正	伸	君
教	育	長	河	本	浩	昭	君
総	務	課	明日	見	将	幸	君
住	民	課	中	田	帶	刀	君
住	民	課	國	田	幹	夫	君
福	祉	課	齊	藤	淑	恵	君
福	祉	課	城	宝	睦	己	君
産	業	課	馬	狩	範	一	君
産	業	課	山	崎		哲	君
建	設	課	上	嶋	俊	文	君
建	設	課	竹	田	圭	一	君
教育委員会	事務局	長	横	井	正	樹	君
農業委員会	会長		位	田		勝	君
代表	監査	委員	笹	木	政	廣	君

○出席事務局職員

局		長	國	田	朋	子	君
書		記	藤	澤	翔	太郎	君

◎開会の宣告

○議長（小松正年君）

本日の出席人員は8名全員です。

定足数に達しております。

ただいまから、令和5年第3回定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（小松正年君）

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（小松正年君）

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、2番土屋議員、3番高田議員を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（小松正年君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの3日間と決定しました。

◎日程第3 諸般報告

○議長（小松正年君）

日程第3、諸般の報告を行います。

まずはじめに、令和5年第2回定例会以降、きょうまでの議長政務報告をお手元に配付してありますので、お目通し願い、主なもののみ報告します。

6月25日、東京浦臼会総会に出席させていただきました。アルカディア市ヶ谷において、4年ぶりになりますが、49名の出席者があり、懐かしい方々にお会いすることができ、大変交流を深めることができました。

次に、8月1日から3日までの間、空知町村議会議長会中央要望実行運動ということで、北海道選出国會議員及び各省庁へ空知の要望活動を行ってまいりました。特に進藤金日子参議院議員には直接面談し、農業問題についての要望をしてまいりました。

以上、報告とします。

次に、教育長より、令和4年度浦臼町教育委員会事務の点検及び評価結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご承知願います。

次に、監査委員より令和5年6月から8月に実施した例月出納検査の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますので、ご承知願います。

次に、総務産業常任委員長より所管事務調査の報告がありました。その写しをお手元に配付しておりますのでご承知願います。

以上、4件について報告済みといたします。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（小松正年君）

日程第4、行政報告を行います。

はじめに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

おはようございます。

令和5年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告を申し上げます。

さて、本日をもって招集いたしました第3回定例会では、議案6件、同意2件、報告1件、認定4件を上程しております。各議案提出の際には詳細にご説明いたしますので、十分にご審議いただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

この際、第2回定例会以降の動静につきまして、ご報告を申し上げます。

まず、6月25日にコロナ禍によって中止となっていた東京浦臼会の総会が4年ぶりに東京都市ヶ谷におきまして開催されております。尾田武雄会長、後藤史朗事務局長をはじめ49名が出席し、久しぶりの再会を懐かしみ、会話を弾ませていたところでございます。

町からは、小松議長、野崎議員にもご出席いただき、私を含め5名が参加いたしました。私にとっては初めての出席となり、皆さんから激励のお言葉をいただきながら、交流を深めてまいりました。

なお、役員の皆さんに出店の手配をいただいた北海道フェア in 代々木が今月末に開催されます。こちらも4年ぶりとなりますが、職員を派遣して共同で町のPRに努めてまいりたいと思っております。

また、東京浦臼会ばかりではなく、町内の各種イベント、行事も通常開催されております。あいにくの天候とはなりましたが、夏の味覚祭りやマラニックなど町内外から多くの方が集い、学校行事におきまして、入場の制限なく開催され、祖父母の方々の笑顔が戻ったことに安堵するところでございます。

道内では少し感染者が増えているような情報もありますが、大事に至ることなく現状が続くことに期待したいと思っております。

続きまして、先週の7日、中心蔵ライスターミナルで行われた初出荷のセレモニーに出席してまいりました。7月下旬から30度を超える気温が続き、8月末には既に適期判定が出るなど通常よりかなり早く水稻の収穫作業が開始されています。

中心蔵に搬入された量はまだわずかですが、8日現在の在庫状況では低たんぱく米の搬入はまだなく、腹白乳白粒の割合が全体的に高く、色選預かりが約半数という報告を受けております。

農業政策の変化や燃料や資機材の高騰など農業を取り巻くさまざまな問題が山積する

中、質、量ともに豊穰の出来秋となること、また事故なく終わられることを心から願い、行政報告といたします。

○議長（小松正年君）

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第2回定例会以降の教育行政報告につきまして、お手元の報告書をお目通しいただき、数点につき報告をさせていただきます。

7月9日の令和5年度B & G北海道ブロックスポーツ交流交換会剣道の部につきましては、B & Gの施設所在市町村が持ち回り開催をしており、本年度、本町において開催をさせていただきました。7市町から約50名の小中学生の参加をいただき、熱戦が繰り広げられ、団体戦では砂川市が見事優勝を飾っております。

7月27日の令和5年度第3回北海道第5採択地区教科用図書採択教育委員会協議会では、令和4年度が検定年度となっており、令和6年度から使用する小学校の教科用図書の研究を受けまして採択を行っています。

9月2日の浦臼中学校第53回学校祭につきましては、4年ぶりの通常開催となり、保護者来賓を制限なくお迎えし各学年の劇や合唱、有志による発表など猛暑の中での練習の成果をいかに発揮されていました。

昨日、9月11日には、長年本町と連携交流を行っております高知県立坂本龍馬記念館の学芸課長を課長を務められ、19年3カ月勤務された当該記念館を本年6月をもって退職されました前田由紀枝さんにお越しいただき、小中学校で講演をいただいております。

小学校では6年生を対象に、また中学校では一、二年生を対象に坂本龍馬についての講演をいただき、大変貴重なお話を聞かせていただいたところであります。

今後につきましても、本町を龍馬基地と称していただきました前田さんには引き続き坂本龍馬研究者としてご指導をいただきたいと思っております。

以上、教育行政報告とさせていただきます。

○議長（小松正年君）

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（小松正年君）

日程第5、これより一般質問を行います。

順次、発言を許します。

発言順位1番、砂場明議員。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

令和5年第3回定例会につきまして、一般質問をさせていただきます。

私の方からは、ヤングケアラーの対応を町長、教育長にお尋ねいたします。

数年前よりヤングケアラーの問題が表面化してきており、国会や道議会でも議論されるようになってきたと思います。

令和2年、全国の調査では、中学生の21.6%、高校生の23.5%が何らかのお世

話をしているとの回答があったそうです。

また、道内では少なくとも1,000人以上いるとも言われています。

ただ、アンケートは限定的で、数字は氷山の一角とも言われています。

しかし、この数字から読み取れることは、浦臼町も例外ではない。悩んでいる子供もいると思います。

7月には、厚生労働省が介護保険基本指針にヤングケアラーの文言を盛り込み、支援強化に乗り出し、各市町村は2024年から26年度を対象とした事業計画の見直しを促されるようです。

この指針によって、少しは緩和されればよいのですが、高齢者支援のヤングケアラーは全体の数%とされており、大部分は親の何らかの事情により兄弟の面倒を見ている、家事をしているということが占められているとの報告もございます。

昔の大家族時代とは異なり、核家族化が進むにつれて、誰か一人が倒れると、それにかかる比重も上がって、結果、ケアラーも増えていくことも考えられます。

この問題に取り組む中で、いろいろな方とお話ししましたが、本当に難しい問題だとも思いました。

その理由としては、一言でヤングケアラーといっても、その状況が人の数だけ多岐にわたっている、またこれといった正解がないということです。

しかし、共通の認識では、何とかしなければいけないという危機感は伝わってきました。

そこで、こういう場で議論を交わし、広く認知していただくことが大事と考え、一般質問をさせていただきます。

まず、教育長にお尋ねいたします。

これまで、子供たちからヤングケアラーの相談や、それと思わしき子供はおられたでしょうか。これからのヤングケアラーの対応はございますか。

また、教育長のご意見をお伺いいたします。

続きまして、町長にお尋ねいたします。

同じく、町にヤングケアラーの相談や通報はあったでしょうか。町の対応として、どういった支援策や施策が考えられますか。町長のご意見を伺います。

本当に難しい問題ですが、何とぞご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

それでは、答弁をお願いいたします。

まず、河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

砂場議員のご質問にお答えをいたします。

現在まで、ヤングケアラーに関する相談はありませんし、思わしき児童・生徒につきましても、現状はいないと認識をしております。

北海道では、令和3年度と令和4年度にヤングケアラーに関する実態調査を行っており、「自分がお世話をしている家族の有無」で、いると答えた割合は、小学生で4.7%、中学生で7.2%となっており、「お世話が必要な家族」では、「きょうだい」が最も多くなっております。

この実態調査の結果からも、家でのお手伝いとケアラーの境界線は曖昧なところもあり、その見極め・気づきは大変難しいのが現状でございます。

児童生徒に一番身近な学校現場・教職員向けには、道教委と道保健福祉部により、「ヤ

ングケアラー支援のためのガイドライン」が作成され、アセスメントシートなどの活用により早期の発見につなげる手法が示されたり、本町の小中学校では、校内研修を積極的に行うなど、早期発見・対応に努めております。

また、教育委員会としては、学校と情報共有を密に行い、ヤングケアラーであると思われる児童生徒を把握したときは、関係機関との連携を図り、効果的な支援につなげたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次、川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

続きまして、私の方からご質問にお答えいたします。

議員のご質問にもあるように、国は第9期の介護保険事業計画の指針の一つ「地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組」の中に、団塊の世代全員が75歳以上になる2025年問題を見据え、認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援に取り組むことを明記し、公表いたしました。

高齢者の介護に関する相談があった際には、主にこういった介護を誰が行っているのか、手伝ってくれる方は誰なのかを聞き取りしており、介護支援計画を作成する介護支援専門員は、それらの項目を必ず把握しており、介護者が共倒れにならないよう計画を作成しております。

その過程の中で、18歳未満の子供が介護支援者の中にいると相談されたケースや通報は今までにございません。

子供が家族をケアすることは、家族のきずなを深め、思いやりや責任感を育むことにつながりますが、過度の負担が続くと、子供自身の健康にも影響が出てくることが考えられます。

幼いきょうだいの世話やこども園等への送迎は、お手伝いの範ちゅうと捉えることもできることから、子供自身がそれをするに負担を感じているか否かが、支援介入の境目と考えております。

こちらに関しても、今までに相談されたケースや通報はございません。

子育て包括支援センターでは、妊娠届け出のあった全件に対して、今後予測される課題について、ヤングケアラー問題を含めて、妊娠期からの面接相談、家庭訪問、健診相談等をおして判断しています。

今後は、子供自身がつらいと感じたときに、学級担任や養護教諭などの身近な大人にSOSを出せるような啓蒙や相談窓口の周知、教育委員会、教諭との連携、医療、障がい福祉など他分野との連携が重要になってくると考えております。

相談があった際には、広く情報を収集したのちに訪問し、事実を確認した上で、ケースに応じた支援を既存の社会資源を活用しながら検討することになると考えております。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場 明君）

すいません、これは再質問の場合はどちらも先に言うのですか。

○議長（小松正年君）

いや、言ってください。

○1番(砂場 明君)

それでは、再質問ということで、教育長にまずは再質問させていただきます。

今まで発見されたケースはないということでございました。

道議会でもこの問題の質問が見受けられましたので、議事録を幾つか読ませていただきました。

その大部分は、やはり現場の先生の意識の問題で、子供の変化を見逃さない、また先ほど教育長も言うておられた講習会等を開くことと書いておりました。

でも、子供にしてみれば、ヤングケアラーとは何でしょうということになると思います。

そこで、教えるということも大事なのではないかと私は考えます。

いろいろ調べているうちに、埼玉県がこの問題に力を入れているということで、教育委員会にちょっと問い合わせをしてみました。

やはり、教育が大事との認識から、小中高別にパンフレットを作成し、道徳や社会の授業で取り組んでいるようです。

そのおかげで、それまでの県民の認識が20%程度から80%まで上がった。こういった調査かはわかりませんが、体感だとしてもすごい上がり方だと思っております。

気をつけるのは、ヤングケアラーの言葉がひとり歩きすると、今度はいじめの温床に気をつけなければならないとも言っております。

実際に、浦臼中学校の先生に聞いたのですが、授業といっても、コマ数がぎりぎりでないかなか難しい。

でも、大事なことなので、行うなら朝自習や委員会の時間を使ってでも行いたいとも言っていました。

ただ、授業を行ったとしても、今でも報告はゼロですので、対象は少ないのではないかと指摘があるかもしれません。

私は、子供のうちに教育することで、大人になったときに、自分の子供をケアラーにしないという二次的効果もあるのではないかと先生にお尋ねしたら、そういう効果もあるのではないかと書いていただきました。

そこで、教育長は、教育を織り込むことはどうお考えでしょうか。

もちろん、浦臼町だけでは難しいこともわかりますので、他方に呼びかけるなどして、道の教育委員会に働きかけることはできるでしょうか。

○議長(小松正年君)

町長もあるのですか。

○1番(砂場 明君)

あります。

○議長(小松正年君)

続けてください。

○1番(砂場 明君)

それでは、町長に再質問いたします。

そもそも、ヤングケアラーで表面化されている数字は通報が多いようです。

例えば、車いすに乗ったお母さんを子供が押してスーパーに買い物に行くなど、こういったケースはわかりやすいのですが、先ほど述べたようにわかりづらいものが多いもの。

何か対策はないかと探していましたが、栗山町でケアラー条例を作られたと新聞で見

かけましたので、知人を通して栗山町の議員を紹介してもらったところ、その条例の骨組みを作ったとされるケアラーの専門家の方を紹介していただきましたので、会ってお話を聞いてきました。とても勉強になりましたし、いい話が聞けました。

内容は、時間の都合上、割愛しますが、結論から言いますと、ケアラー問題はどこの誰とか、どこの団体が頑張ってもなかなか解決は難しい。町全体で考え、行動することが大事ですとのことでした。

そういう意味では、都市部より小さな町の方が、コミュニティーがしっかりしている分見えやすいとのことでした。

また、条例のメリットを尋ねますと、今まではケアラー問題は要支援者と支援者など当事者の対応しかできませんでした。条例化することにより多くの町民に流布できる。

また、企業や各団体にも入って行き、情報を流したり受けたりすることができるようになったそうです。

では、浦臼ではどうかと考えたときに、条例の制定は町長にお任せいたしますが、例えばビラやパンフレット、フライヤーなど、子供たちだけではなく、町民向けに配布したり、広報や防災無線を利用したり、講演会やケアカフェなどを開催するといったことで、広く認知できる方法はあるのではないかと思います。町長、いかがでしょうか。

これからのケアラー対策は、対症療法も必要ですけれども、原因療法、つまり予防策を考えることが大事だともお話を聞いて思いました。

その中で、先ほど無自覚のケアラーと称しましたが、親自体も無自覚のまま子供をケアラーにしているケースもあると思います。

悲しいことに、確信的な親もいることは否めませんが、それは別の対応が必要として、周知する対応をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁の方、お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまの砂場議員のご質問にお答えをいたします。

議員おっしゃるように、啓発というのはとても大切で、授業であるかどうかは別として、学校においても児童生徒に対する啓発、それから教職員の認知等の向上ということをやっていかなければいけないと考えております。

北海道でも、4月に北海道ケアラー支援条例が施行されまして、それに伴いまして、本年3月に令和5年から3年間を計画期間としまして、北海道ケアラー支援推進計画なるものを道が策定しております。

それで、その中で幾つかの目標数値があるのですけれども、例えばケアラーに関する道民の認知度、それから児童生徒のヤングケアラーに関する認知度、また児童生徒のヤングケアラーの相談窓口に関する認知度、これらを3年間で目標50%と道はしております。

それから、学校のヤングケアラーに関する認知度、これは学校ということは、つまり教職員と理解しますけれども、それを100%にするということ掲げておりまして、先ほども申しましたけれども、道教委からも職員研修のための研修パッケージなるものが送られてきておりまして、それも小中学校に配付して、小中学校では先生方が研修を行っているという状況にあります。

それらを通じて、また子供たちのヤングケアラーということに関する認知度を上げて

いきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

まず、条例の制定につきましてはお任せいただけるというお話でしたけれど、栗山町さんでかなり何年も前に制定されていたというのは、新聞等では承知したところですけど、その後、なかなか続く町があらわれないというのも、何らかの理由があつてのことかと思っておりますので、改めまして、ちょっと調査をさせていただきたいと思っております。

周知につきましては、これだけ突出してということにはなりませんけれど、他の問題、課題ともあわせて、住民周知の方に努めてまいりたいと思っております。

○議長（小松正年君）

それでは、再々質問ございますか。

砂場議員。

○1番（砂場明君）

教育長にもう1点、お尋ねいたします。

早期発見が大事ということは共通の認識だと思うのですが、コロナ前は家庭訪問という制度がございました。

これは今は形を変えて、親御さんが学校に行つて先生とお話するというシステムに変わったのですが、ちょっとベテラン先生とお話したときに、家庭訪問でわかりますかという話を聞いたら、前はケアラーという言葉もなかったので、ネグレクトですとか、家庭内暴力ですとか、そういう傾向は、どんなに先生が来るとき着飾っても、ある程度理解できたところがあるという先生の発言でした。

今後、家庭訪問というのはなかなかもう制度は変わらないと思うのですが、そういったところを見る違ったものというのはあるのでしょうか。

もし、ないとするならば、やはり教育長が言ったとおり、皆さんで認知していくことが大事だと思いますので、そちらに傾いていただければと思うのですが、その辺を1点、お聞きいたします。

それと、町長に再々質問があります。

今も認知という言葉があつて、認知することが大事だと僕も思っています。その中で各種団体といろいろな協議を行っているということも先ほど答えていただきました。

私のその中のイメージなのですが、PTAという団体が一番いいのかなという気がしまして、お母さんたちのネットワークというのはものすごいものがありますし、得てして、そういった環境に置かれている親は、なかなかそのネットワークに参戦していないという現状もあるので、いろいろな情報をこれから共有していく中で、PTAの団体というのは欠かせないのかなという気がいたします。

また、そうやって、周りの団体からいろいろな情報を集めて、そういうのをやっていると、もしかしたらあぶり出しとか、あとは監視されているだとか、そういう批判もあるかもしれません。

この問題が根深い理由としては、やはりプライバシーだったり、家族観、倫理観の高い壁が存在することだと思います。

しかし、悩んでいる子供を放っておく理由にはならないと思っておりますので、しっかりとし

た対策の構築をまた町長にはお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおりであると認識しておりますので、できるだけ子供の変化に気づくようにして、うちの町につきましては、子供たちが少ないという、逆にそれは子供の変化に気づきやすいというメリットにもなるかと思えます。

教職員の感覚も研ぎ澄ましながら、対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

P T Aの活用といいますか、P T Aを通じてというご意見をいただきました。

P T A自体、学校なり教育委員会所管の組織になりますけれど、町としてどう関わっていきけるかにつきましては、教育委員会の方とも協議をさせていただきまして、できることをやっていきたいと思えます。

○議 長（小松正年君）

以上で、砂場議員の一般質問を終わります。

次に、発言順位2番、中川清美議員。

中川議員。

○5番（中川清美君）

第3回定例会において、議長のお許しをいただきまして、質問をさせていただきたいと思っております。

はじめに、ことし4月、町議会の改選がありまして、今回4期目の議席を与えていただいたところで、大変感謝を申し上げるところでございますし、また今後、私も一生懸命全力で頑張りたいと思っておりますので、折に触れてはご指導をお願いしたいなと思っております。

さて、まず第1点目であります、町長と教育長に質問をいたします。

浦臼小学校の複式学級の対象についての所感と今後の対応ということで、浦臼小学校では初めて複式学級の対象になりました。

現在、小学校の児童数は65名で、2年生は7名、3年生は8名でありまして、法律の定めによりまして、2学級が16名以下となると複式学級の対象となります。

浦臼小学校の二、三年生においては、その合計が15名となり、その複式学級の対象となりました。

現状は単独で教員を1名採用し、十分な教育体制をとられ、評価をするところでありませぬ。

少子化においては全国的なものであるが、今後の将来の少子化を鑑みたときに危惧されるところでもあります。

このことについて、町長と教育長の所感と今後の対応について伺います。

○議 長（小松正年君）

答弁お願いします。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

中川議員のご質問にお答えいたします。

現在の小学校二、三年生が複式学級の対象となったことから、教育委員会との浦臼町総合教育会議で要望のあった複式学級解消のため町単費での教員を1名採用しているところでございます。

現状では、令和8年度までこの状況が続くと予測されていることですので、児童たちの学習や成長に最善となるよう適切に対応していきたいと考えております。

将来的には、義務教育の再編などを含め教育委員会との情報共有を行い、最適な学習環境の整備について、教育委員会に検討していただきたいと考えております。

以上です。

○議 長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

中川議員のご質問にお答えをいたします。

小学校の学級編成基準といたしまして、一年生を除き二つの学年の児童数を合わせて16人以下の場合には複式学級とすることとされております。

議員ご指摘のとおり、現在の小学二、三年生は合計で15名となっており、複式学級の対象となっております。

また、この状況は令和8年度まで継続すると予測しております。

現在は、複式学級を解消するため、町費により教員1名を採用していただいております。令和8年度まで継続していただけるものと考えております。

今後の義務教育につきましては、少子化や中1ギャップへの対応、小学校校舎の老朽化などを総合的にとらえ、小中一貫校や義務教育学校への移行など、学校の再編について検討を始めなければならないと考えております。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

まず、町長に再質問でありますけれども、答弁の中で複式学級の解消のため町単費で教員を1名採用しているということではありますが、基本的に複式学級の解消ということについては、教員を1名採用するから外れるという、それもあつたわけなのですが、基本的には子供の数が足りていないということが、まず第一の原因ではないかなと考えているところであります。浦臼町においては子育て支援策、本当に全道トップレベルの政策を打ち出してやっていただいております。

しかしながら、残念ながらこのようにだんだん子供が減少していったら、複式学級の対象になってしまうということで、児童数の減少が一番の原因ではないかなと考えております。

ことしの春でありますけれども、住宅の事情もあつたのか、小学校から転出された家族もありまして、そういったようなことも原因で起きている現象であります。

それ以前には、また私の町内からでもありましたけれども、住宅事情でやはり、またこれも近隣の町村に転出されたということで、非常に残念ながら、そういう結果を招いてし

まったということは、いろいろな理由もあったわけなのですけれども、恐らく住宅事情ということで、私は聞いているところでもあります。

そこで、来年10月から国のこども未来戦略方針の加速化プランにおいて、国は子育て世代が優先的に入居できる住宅を今後10年間で30万戸用意するということでもあります。

浦臼町においては、公営住宅の料金の問題もありまして、今回の浦臼町からの転出ということになったわけで、来年国がこういう施策を出したときに、浦臼町ではどのような対応をしていくのか、これは来年の10月のことですので、来年10月に用意ドンで考えようということでは、ちょっとそれでは遅いと考えます。

来年の10月に向けて、しっかりと対策を今のうちから練っていただければ間に合わないということも考えられますので、その点も含めて、町長には答弁をお願いしたいと思います。

また、教育長の答弁ですけれども、ほとんど町長の答弁内容とも全部同じようなものになってしまっているわけなのですけれども、その中において、新たに今後、小学校の校舎の老朽化をまた総合的にとらえ、小中一貫校や義務教育学校への移行ということについて、町長も触れられておりましたが、今回の答弁にもあります、管内中空知においても、小中一貫校も市においては進んでいるところでもあります。

やはり、今後を見据えたときに、そういうことは必要になってくるであろうと私も考えているところでもあります。

それで、こういうような検討を始めなければならないということなのですが、具体的にタイムスケジュールとして、大体何年後をめどとして考えるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

中川議員の再質問にお答えいたします。

子供の少子化につきましては、なかなか止めることができずに、政策だけでは十分に止める効果が発揮されていないというのが現状でございます。

子供の専門住宅といいますか、子育て世代向けの住宅につきましては、詳細まではちょっと把握しておりませんが、うちで取り組み可能なものなのかどうかにつきましては、検討させていただきたい。あと最近では建てておりませんが、民間住宅ですとか、かつての公営住宅を改修して町営住宅という扱いで住宅を確保するというさまざまな取り組みによって、空き家としておくのは現実的には問題があるところですが、やはり空き家がないと、急な対応がとれないということも事実でございますので、子育て住宅に限らず、他の施策も含めまして、住宅の確保には努めてまいりたいと思っております。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

中川議員のご質問にお答えをしたいと思います。

具体的に何年ごろというご質問でしたけれども、そこまで具体的には検討しておりません。

ただ、近隣につきましても、小中どちらかの建物の老朽化で建て直さなければいけない等々のときに、小中一貫校、あるいは義務教育学校の建設に着手しているのが現状であります。

近隣でもかなり義務教育学校へというような状況も決まっているところが数カ所ありまして、例えば砂川市ですら令和8年度には義務教育学校を開設するという計画だと聞いております。

義務教育学校等になりますと、例えば若干の教職員の加配が受けられますことから、町費で職員を雇用しなくても、複式が回避できる場合もあるようなメリットもあると認識をしております。

それから、あと年数的な問題ですけれども、中学校につきましては平成24年に校舎を新築しております。

また、小学校につきましては、昭和56年、1981年に校舎を新築しておりまして、平成26年、27年、2015年に大規模改修を行っております。

ですから、結構年数たっていますけれども、小中学校両方ともとても今きれいな状況に見えると思います。

参考までに、2031年、令和13年がちょうど小学校の竣工から50年目に当たります。

その50年というのがどういう年数か、建て替えなのかどうなのかという基準になるかどうかは別として、そこら辺、あるいはそれ以降になるかと思っております。

また、それにつきましては、教育総合会議等で町と十分協議をして進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

では、次の質問をお願いいたします。

中川議員。

○5番（中川清美君）

それでは、第2点目の質問を町長の方にいたします。

浦臼小学校・中学校にエアコンの設置を求めるということでありまして、ことしの夏は日本列島どこにおいても35度を超える猛暑日を何日も記録し、北海道では8月26日現在34日連続で30度を超える真夏日となり、記録更新となりました。

浦臼町においても同様の記録ではなかったかと思われれます。本町では急きょ役場内のエアコンのある集会室を避難所として一般開放し、未曾有の経験ではなかったかと思われれます。

気象庁からもスマホに連日熱中症警戒アラートが発令され、また国連のグレーテス事務総長も地球沸騰時代の宣言ということも出されています。

文部科学省において、望ましい学校の温度基準としては18度から28度と示されています。

学校では窓を全開にして授業をしておりますが、反面カーテンをしての授業を余儀なくされております。

我々においては、安定した環境の中で授業に専念できることを絶対条件とし、進めることが求められています。

北海道に生まれ育った人間は、その生活環境において汗腺が少なく、また毛穴も小さく

できていて、体質的にも差があるものと思われま

す。取り返しのつかない事故が起きないように、町にはエアコンの設置の英断を求めたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

空調設備の設置につきまして、数年前から検討してまいりましたが、夏休み期間を除き、冷房が必要と思われる日数と設置に係る費用・経費を考慮し、現在までパソコン教室と保健室以外の設置には至っておりません。

しかしながら、本年は異常と言える高温と猛暑日が8月末まで続くなど、安心・安全な教育環境を維持するのが困難になってきているとの報告を受けております。

町としては、次年度以降の設置に向け、教育委員会と協議していくこととしており、最適な設置案を検討するよう要請したところでございます。

以上です。

○議長（小松正年君）

それでは、再質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

再質問ということであります。

町の方では、教育委員会と協議をしていく、次年度以降の設置に向けるということでもあります。

これは非常に命にかかわるものでありますので、事故が起きては遅きに失するものでありますので、早急な対応を求めたいと思いますが、現在本当に35度ぐらいまで温度が上がっている中、その中において、生徒はカーテンをして授業をするということで、扇風機だけでは熱風の中での授業ということで、その中で教員の先生においても児童の健康管理にも最善の注意を配りながらの授業であり、通常の授業体制をとるのにも大変無理が生じているのではないかなと思われま

す。もし、このような事態の中で、万が一の事故の場合、責任の両者での押しつけにもなりかねない。町には私は命を守る政策が今求められていると思います。

また、子供においては、自己主張がなかなかできなく、体調の変化を言葉に出せず我慢をしてしまうものでありまして、子供は安心・安全な教育を受ける権利があり、教員にはその責任があり、町にはその義務があると考えます。

この点について、町の義務についての考えを聞かせていただきたいと。

また、今回のこの一般質問なのですけれども、議員が3名、一般質問を起こしたということで、私の記憶上、まず初めてのことでないか、それぐらい事の重大さが差し迫っているのではないかなと思っております。

今回の3名の議員の一般質問に対してどう思われるか、考えも聞かせていただきたいと思

います。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

お答えいたします。

今回、3人ということで、それぞれの議員さん、その3名の方以外の方も含めて、多分今回のことしの夏を経験した者としては、学校としてどうなんだというお考えは皆さんお持ちだったところだと思っております。

義務につきましては、子供たちが安心して学習して成長する場として学校があるわけですから、そこが危険ということは通常あり得ないことだと考えておりますので、来年度に向けては、形は一気にすべてという選択ができるかどうかは別にいたしまして、何らかの形で対応していくということで、今教育委員会の方とも話しております。

教育委員会といたしましては、学校なりPTAの方との話し合いを通じて、とりあえずのたたき台を作ってくるようにということで要請をしておりますので、それをもって来年度に向けての考え方を決定していきたいと考えております。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

中川議員。

○5番（中川清美君）

再々質問というわけではないのですけれども、今ほど町側の大きな決断の気持ちも聞かせていただきました。

管内、ほかの市町村でもやはりこのような流れになるのかなと思っております。

今回、千歳市にラピダスが進出してきて、恐らく地方の工事には大きな支障が出てくるのではないかなと想像されるところであります。

ぜひとも、来年施工するに当たっては、そのような影響がないようにしっかりと早いうちから準備を進めていただきたいと思っております。

以上、答弁はよろしいです。以上申し上げまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小松正年君）

以上で、中川議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間の休憩をとりたいと思います。

再開時間を11時ちょうどといたします。

休憩 午前10時50分

再開 午前10時59分

○議長（小松正年君）

全員がそろっておりますので、休憩を閉じ、会議を再開したいと思います。

それでは、一般質問を続けていきたいと思っております。

発言順位3番、野崎敬恭議員。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

議長のお許しが出ましたので、町長に新規就農者活用及び農地の取得についてお尋ねいたします。

令和5年度予算に計上されている新規就農者に関する事業について、以前に居抜きによる就農ができなくなったという話を聞いています。

農地の取得など、現在の町の職員数では対応が難しく、オールマイティーに対応できる

人材を確保する必要があるのではないか。専任アドバイザーの確保など、以下4点について町長にお伺いいたします。

1、最近、新規就農者の話があり予算も付き、土地、家屋の取得の話も複数あったが、その後の進捗はいかがでしょうか。

2、今後の就農者募集に当たり、農地や住宅の確保も必要だと思います。その対策は進んでいるのか。

3、総務省の集落支援制度の専任アドバイザー採用について、まだ決まっていないと以前に答弁をいただいたところでございます。北海道職員など農業に強い人材も含めてお願いすることはできないでしょうか。

4、将来、浦臼町の農業には新規就農者が必要と考えています。少しでも農家戸数を増やすため、水稻のほか園芸や畜産、農業の多様化についてのお考えをいただきたい。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

野崎議員のご質問にお答えいたします。

1点目の新規就農者の受け入れに係る進捗状況についてお答えいたします。

現在、1件の方と話を進めているところであります。この方は、本年6月17日に札幌市で開催された北海道新規就農フェアにおきまして、多くの市町村の中から当町に興味を持ち、7月25日に新規就農者お試し体験として、2日間、本町で農業体験をしていただきました。

今後につきましては、さらに1週間程度の体験を行っていただく予定で、相手の方と日程等の調整中でございます。

2点目の農地の確保につきましては、議員ご指摘のとおり新規就農者を確保する上で重要な対策であると考えております。

しかし、新規就農のめどのない段階で農地を事前を取得し、維持し続けることは非常に困難を伴います。

現時点では、各生産部会など農家の皆さんからの情報収集により、ある程度候補地として把握しておき、新規就農研修生として研修を開始しましたら、希望する経営形態に沿った就農地の確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、住宅につきましては、お試し体験のため1軒の住宅を確保しており、新規就農研修生が入る住宅につきましては、本年12月ごろに改修を終え準備ができる予定となっております。

3点目の集落支援員制度の専任アドバイザーの採用についてお答えいたします。

私たちが想定している新規就農者への専任アドバイザーは、浦臼町の地域性を理解し、農業生産や経営などにも精通した人材を採用したいと考えております。

ご提案の道職員も含め適材の方がおりましたら、前職にかかわらず採用してまいりたいと思います。

4点目の農業の多様化につきましては、現状では新規就農者を募集するに当たり、施設園芸への就農を優先して勧めております。

一般的に、施設園芸は土地利用型に比較し初期投資が低いこと、また単位面積当たりの収益が高いことが上げられ、就農のスタートとしては適当と考えるところです。

ただし、新規就農を目指す方それぞれにお考えがあり、選択肢を広く持つことも、就農

を決断していただく上で当然必要なことと思います。

話し合いを進める中で、柔軟に対応し、本人にとって最善の就農形態を提案していきたいと思います。

新規就農者対策は、今年度本格的に開始したところでございます。結果が出るまで多少時間はかかると思いますが、新規就農を検討されている方、それぞれの思いを実現できるように一つ一つ丁寧に対応し、新規就農者の早期受け入れ実現に向け取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

まず、第1番のアドバイザーや道職員の就任していただくめどというものは、大体いつぐらいまで、どのように考えておられるでしょうか。

そのほか、2の就農者受け入れと同時に一番大事なこと、提供できる農地及び家屋を確保しておかないと、マッチングだけでタイムリーに就農者に農地の提供ができないのではないかと危惧しております。

アドバイザー等に頑張ってもらっても、貸し手、もしくは譲り手と就農者がミスマッチ状態にならないように考えているのか。また人・農地プラン内にあるまちづくりが農地中間管理機構、農地バンクは利用できないのか。町が一旦農地を譲り受けるか取得しておかないと、スムーズな新規就農者の取り込みが難しくはないのでしょうか。その点をお聞かせいただきたいと思います。

3番の一定程度オールマイティーな向上能力のある人材が一刻でも早く就任できるように考えなければ、1件や2件の就農者ではなくて、毎年コンスタントに安定して就農できるようなシステムを構築していかなければならないのではないかなと思っていますが、町長のお考えはいかがでしょう。

4番です。今の町の人口を一定数維持するには、遅滞なく力いっぱい頑張らないとまらないのではないかなと思っています。

町長にはこれ以上の社会減少を少しでも抑えていただき、2次産業、3次産業の住人の生活もかかっていますので、どうぞよろしくお願ひしたいということでございます。答弁いただけますでしょうか。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいまのご質問にお答えいたします。

アドバイザーの採用のめどにつきましては、当然いつまでにですとか、期限を切ってやっているわけではございません。本当に適任がいればすぐにでもという考え方では取り組んでいるところですけど、他の先行している町を見ますと、やはり農協職員といえますか、退任された方を雇われているようなことが少し目立っている状況でございます。

当然、私たちもちょっと検討いたしましたけれど、やっぱり年齢的な問題ですとかはありまして、タイミングが合わないという状況もあります。

ほかの動きといたしましては、地元の改良普及センターさんの所長さんの方にもご相談はさせていただいたところですけど、なかなかこれも人材ですとか、退職のタイミン

グですとか、当然いろいろな状況がありますので、紹介していただくところまでは至っていないのが現状でございます。

最初の答弁でもお答えいたしましたけれど、どうしてもできれば浦臼町という地域性をわかっていた上で、経営なり作物の生産なりにも精通したという、本当に欲張れば切りがないところですけど、本来であればそういう方を募集したいと考えております。

そうすると、ハードルが高くなり過ぎて採用に至らないということにもつながりかねませんので、ハードルを下げてでも何とかこの地域の新規就農者につながるような人材を採用したいと考えておりますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。

次に、農地の保有につきましては、これも答弁の中でお答えしたように、なかなか町そのものが農地を持つことというのは現実的にはできない。別な形での保有ということになろうかと思っておりますけれど、これも近隣何町か確認したところでは、やはりそこまでは至っていないというのが大多数でした。

結局は、関連する地元の農家さんと協議といいますか、情報収集の中で、ここなら出せるというような部分を候補地として押さえておくといいますか、仮押さえしておくような形で把握して、最低2年間の研修期間がございますので、その間に適地を決定していくというのが大多数でございます。

南空知の栗山町さんでは、町ではありませんけれど、何らかの形で農地を保有しておりますけれど、どうしても持っている土地と新規就農者の方の、それこそマッチングができないということで、塩漬けになっているという話も確認しておりますので、できるだけそういうことにならないような形で適地を提供できるような形で今後進めていきたいと考えています。

次に、安定した就農ということですけど、アドバイザーであり、農地であり、その他、居住環境であり、すべてが整って、初めて安定的な就農につなげていけるかと考えておりますので、これも先ほどお答えしましたけれど、本当にまだまだスタートを切ったばかりのところもございまして、本当に一步一步体制をつくっていきたいと考えています。

以上です。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

令和5年の第1回の定例会で質問して、また3回目で質問して、町長にはちょっと頭を悩ませて申しわけないなとは思いますが、一番気になるのは、やっぱり土地の確保というものがなければ。例えば農業研修の実習研修の終わった人が来たときでもすぐありますよと。園芸団地なら園芸団地、畜産団地なら、そんなものがあれば、なおいことなので。耕地面積の少ないところですから、ちょっと難しいところはあるのかなと思うけど、なるべく土地が決まったらすぐこの土地どうでしょうかと、すぐご紹介できるようなことを考えておいて、確保して、すぐ出せるというのがいいのかな。

新規就農者とかで、どうしてもやるとなると覚悟を決めた以上は、すぐに土地というものをほかの町も比べ、浦臼町も比べ、どこも比べ、そして恐らく最終的に決断するのだろうと思います。

そのためにも、やっぱり町が押さえられないのであれば、農地バンクか公的機関のところを押さえて、そこを紹介するというような対応があってもいいのかなと思っております。

す。

それと、就農者も1件、2件で済むのならいいのですけれど、この町が就農者を使って、そしてこの町の農家戸数を増やしたり、農産物を減らさないでやっていくということがやっぱり必要なのだらうと思っております。

だから、1件や2件ではなくて、安定して園芸、高収益作物を見つけて、それに対して新規就農して、毎年コンスタントに就農していただくようなシステムを構築していかなければならないのではないかと考えております。

それと4番では、僕はこの1次産業の人間ではないのですが、やっぱり1次産業というものに潤いがあって、私たちの2次産業、3次産業が成り立っていく。そうするとまた波及効果で人口も社会減少もある一定のところで、幾ら少子化で人口減となっても、頑張るところはやはり社会減少を多少でも抑えているなど。最近僕も他町村の頑張っているところを見て、そのように思っています。

そういうことに関して、町長の考えをお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

再々質問にお答えいたします。

まず、農地の確保についてですけれど、多分おっしゃるとおりだと私も思っているところではあります。

ただ、農地バンクといいますが、農地バンクという制度自体は新規就農者に特化して対象にした制度ではございませんので、またそれが活用できるものなのかどうかは別の話になろうかと思えます。

それは抜きにしても、農地の確保というのは、先に示せば当然一番いいところですが、その千差万別の規模の中でその方に適した農地を用意するためには、かなりのものを用意しないとそういうことにはならないと思えますし、そうすると当然管理の面が問題となって出てくることになりますので、その辺を含めて今後の課題とさせていただきますと思えます。

2番目につきましては、1件、2件ではなくて、継続的に就農者をとということですが、先ほどの答弁のとおり、条件が整った町であってもなかなか継続するというのは難しいと聞いております。

特に、私も何度か新規就農者フェアに顔を出してきましたけれど、まず目の前の席に座ってもらえるかが、最初のハードルというのが本当によくわかりました。

当然、先行事例といいますが、先行している市町村が多い中で、新参者が行って、なかなか座っていただくというのも難しい状況にもありますので、やはり最初の1件を何とか成功させて、2番目、3番目と本当に1件ずつ確保していくのが、とりあえず今の目標としているところでございます。

三つ目の1次産業の件につきましては、かつてから農業が基幹産業ということで進めてきたところにはもう間違いはありません。

人口的にも産業構造的にも、やはり農業というのが一番就業者数の多いところでもありますので、やはりここがしっかりしていないと、なかなか波及効果が生まれにくいというのは事実であると感じておりますので、今後とも新規就農者も含めて、農業対策には尽くしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（小松正年君）

以上で、野崎議員の一般質問は終わります。

次に、発言順位4番、静川広巳議員。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、令和5年第3回定例会におきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、教育長に質問をさせていただきたいと思います。

浦臼町のALT、いわゆる外国語指導助手についてであります。

現在のALT（外国語指導助手）は、既に10年ほどたつのではないかと考えております。

これからも継続してALTをやっていただけるかどうかをお聞きしたいと思います。

また、万が一今後のALTの確保などがあるとした場合、どのような考え方があるのかをお聞きしたいと思います。

まず1点、以上でございます。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

現在、ALTは業務委託で運用しておりますが、業務を請け負っていただいている方が、母国での教員免許を取得するため教育実習を受けている状況であります。

来年度以降につきましては、本町を離れると決定している状況ではありませんので、もし残っていただけるのであれば、契約を継続したいというのが一番であります。

しかしながら、本町を離れると決断された場合には、早急にALTの派遣を行っている信頼のできる事業者へ依頼し、来年度以降の人材を確保してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

ALTの制度自体、まだ歴史がそんなに古くはないなという気はしています。

今までこういう人材がどうなっていくかというのを余り私も考えたことはなかったのですが、ここに来て、全国的にもそうなのですが、ALTに携わる人がその同じ場所にどのくらいられるのか。

各自治体がどういうALTという部分で契約なり契約更改を行っているのかは、そういえばよく理解していなかったのも現状です。

結局、今のALTの方も、過去浦臼町は確か奈井江町と浦臼町、共同で1人のALTをお願いしていたと思います。

このときはまだALTとして新しかったので、私も一般質問したことあるのですが、1人の方が二つの学校を受け持つということが、果たしてこれがいいかどうかという問題

も実は私もあったので、当時、浅岡教育長時代ですけれども、やはり各自治体というか、各学校が1人のALTを持つべきだろうという部分で、確かそのときにこういう形になったのではないかなと。

今のALTの方も、確か過去に幌加内町で10年ぐらいやっていたと思います。

その方が、確かもう10年ぐらいたつので、そろそろかわりたいという意向でどこかという話で、こっちで私もちょっと携わったものですから、その部分で今回、浦臼町に今の方が来られたと私も思っていますが、とてもいい方だったので、当時、浅岡教育長とお話した経過があります。

このことを思ったときに、例えば今の方は当初の普通の委託契約、それから地域おこし協力隊みたいな形にしてやっていった状況ありますよね。

結局ここが各自治体というか町がJETを雇って、国の補助金をもらってやるという形ではなく、すべて自主賄いでやっていかなければならないという部分がありますので、その辺の町の負担が大きいということでそういう形になったのだと思いますが。

今後の考え方として、今の方との契約がどうなっているかわからないですけど、今後の契約も含めて、では何年勤めていただければというのがいいのか。それともそれが町として契約するときに、例えばとりあえず3年だよとか、5年だよという契約、そういう仕組みがいいのか。それか今いい人がいれば、それこそ職員みたいに定年までやっていただけのが一番いいのかもしれないけれども、果たしてそれもALTとしての仕事として、学校の今のグローバルな環境の中で、1の方がずっと携わるとするのがいいのかどうか。そういったことを考えたときに、こういうALTの人材を確保するのも含めて、契約なり、それからこれから人材をどう求めていくかという部分というのが、今まで余り考えたことはなかったのですが、この辺、確保していくのにそういった部分をどう考えていらっしゃるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

ALTの確保につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたJETプログラム、これにつきましては一定の経費が交付税で措置されるという状況になっています。

ただ、そのJETプログラムで派遣されるALTにつきましては、そのJETプログラムそのものが国際交流を一番の目的としておりますので、そのALTとして来ていただける方が必ずしも日本語を話せるとは限らないという状況から、もしそのような方を受け入れるということになりますと、その方の日常的なお世話をする英語に堪能な職員が張りつかなければいけないという状況が考えられますことから、うちの町におきましては、ALTを派遣することを事業として行っている事業者にお問い合わせをして、派遣をしていただいていたところであります。

今、うちで委託契約に基づいて来ていただいているALT、その方は地域おこし協力隊として来ていただいたこともありますけれども、もともとはALTを派遣する事業者から派遣されてきた方です。

やっぱり、そういう事業者についてはある程度、日本語能力検定を実施というか、能力がどれくらいあるかということも採用の目安にしております。

コロナ禍においては、海外にいる方でもオンラインで面接をして採用するような手法

もとっていると聞いております。

ですから、今後についても、ある程度のALTの質を確保するためには、そういった派遣を行っていただける事業者と契約をしていくのがいいのかなと思います。

例えば、その派遣契約を1年ごとに契約をして、その方が本町の求める人材ではなかった場合には、例えば人を替えてほしいというような、委託契約であればそういう要望ができることとなりますので、例えば何年がいいのかというのは、ちょっとわかりませんが、なるべくいい人材、能力の高い方に長くいてもらいたいというのが希望であります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

そうならば、最終的に契約するときには、では、とりあえず1年、1年の契約なのか、まずその相手がどうだということを見るにしても、そういう部分で最初は1年契約でとにかくやっていくのか、それとも何か違う方法があるのかということのをちょっとお聞きしたかったです。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ご質問にお答えします。

最初は1年契約になるのかなと思っております。

例えば、派遣していただくALTを私どもがそもそも選べるのかという部分もありますので、その辺は十分派遣をしていただく業者と協議をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

次の質問お願いいたします。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

それでは、2点目の質問に入りたいと思います。

先ほど、中川議員からもありましたが、今回、3人の質問者がいますが、同じように、教育長、町長に小中学校にエアコンの設置をとということで質問させていただきたいと思っております。

ことしは、7月より気温が異常に高い状況が続き、8月の道内では記録的な猛暑が続きました。

こうした中で、大人はもとより子供たちの健康への影響を相当懸念する声が上がっているのはもちろんのことと思います。

北海道新聞によりますと、小中学校の教室の冷房設置率は全国で95.7%、道内は16.5%にとどまっています。

いかに北海道の夏が涼しいと判断されての設置率ではないかと考えております。

しかし、ことしは異例の猛暑が続き、浦臼町も例外ではありません。浦臼町も小学校には冷房設備はなく、天井に2台の扇風機があるだけで、気温と湿度が異常に高いときには

余り効果がなく、児童生徒からもエアコン設置の声が上がっていると思っております。

小中学校への設置は、国の補助金を活用できると思いますが、町は維持費の負担がかかると思います。今後、この異常気象はまだ続くと予想されることから、子供たちの健康並びに先生方の健康もありますので、ぜひエアコン、もしくはクーラーの設置についてどう考えておりますでしょうか。

浦臼町は、子供子育て支援の町だと思っておりますので、町長の考え方もお願いをいたしたいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

答弁お願いいたします。

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

静川議員のご質問にお答えをいたします。

令和2年第3回定例会で、小中学校への空調設備の設置についてのご質問をいただき、現状でできる別の対策を行いながら、エアコンの設置については検討させていただく旨の答弁をさせていただきました。

検討の結果につきましては、先ほどの中川議員への町長答弁のとおりでございます。

しかしながら、現在の気候の状況を考えますと、すべての教室が児童生徒の安心・安全で快適な学習環境とは言えず、小中学校ともに現在エアコンが設置されているパソコン教室や保健室を活用し授業を行うなど、猛暑への対応をしてみりましたが、学校としての対応も限界に近い状況になっております。

教育委員会といたしましては、次年度以降のエアコン設置に向け、学校と協議を行い、補助金などの活用を考慮しつつ、安全・安心で快適な学習環境を構築するため、適切な設置案の検討を行い、町との協議を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

静川議員のご質問にお答えいたします。

今ほど教育長から答弁がありましたとおり、また中川議員へお答えしましたとおり、次年度以降の設置に向けて教育委員会と協議・検討をしてみますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

確かに、ことし、すごく暑い夏で、私も学校がどんな状況かなというのをたまたま経験することがありまして、先月、8月23日、地域の授業参観日がありまして、私もちょっと子供たちの様子を参観させていただいておりました。

その日もすごく暑い日で、天井の扇風機や窓から何から全部あけても全然涼しくならないという状況で、これはちょっとひどいなと。

先生と補助員の先生方もいるのですけれど、本当にすごい環境の中でやっているなというのを思いました。私も教室にはいたのですが、すぐ教室から出たいぐらい暑い状況で

ありました。

パソコン教室がありまして、そこはエアコンが入ってまして、もうそこに、正直言って避難をしないと、なかなか耐えられないというような感じで、さすがにその日も、確か休み時間は全校生徒にパソコン教室に皆さん来てくださいというようなことを言っていました、それぐらいかなり暑かったですね。

私も正直言って、小学校と中学校に孫がいるものですから、一体どうなんだという話を聞いたり、いろいろな方にどんな話をしているのかという話をしたのですが、まず一つ、小学校で、教育長、こういうことがあったのか御存じでしょうか。

全校生徒を対象にアンケートを取っているという話なのですが、ちょっと聞きますと、1年生から6年生までアンケートを取って、その中でやっぱり今回さすがにエアコンが欲しいということ結構な児童が書いたよという話もしています。

アンケートなどを取っていらっしゃることなので、こういった部分、アンケートの結果がどう反映されるのかわからないのですが、その辺も教育長、もし、学校でこういうアンケートを取っているよというのを聞いていらっしゃるのかどうかわかりませんが、お答えいただければと思います。

それと、中学校ではどうだと聞いたら、いや、もうみんながねって言うのですけれど。

伊達市で小学生の2年生の子が亡くなりましたね。あれが熱中症かどうかわからないのですけれど、ただ、中学生になると、さすがにそういうニュースが気になるのか、かなりそういう部分皆さん知っているらしくて、子供がああいうことで亡くなるというのも、中学生にしてみたらかなりやっぱりショックだったのか、そのときも中学生の子供たちも、エアコン欲しいねという話はよくしていると。

最終的に、もう我々が先生方に訴えるのだったらどうしようねという話までした、という話なんです。最終的に校長先生の前で倒れるしかないのかなという話までするぐらい、子供たちはそういう会話を頻繁にしたよという話なのですよ。

それだけ、やっぱり学校の中で環境がことしは特に大変だったという部分、それと子供たちが大人に伝えるためにはどうしたらいいのかなという手段がそこに行っちゃったのかと思って、ちょっと残念だったのですが、そういったことを今回はやっぱり考えていたきたいなと思っています。

それと、町長にも再質問ですが、今回、空知管内23市町ありますね。100%設置している小中学校が10市町ありました。

この近辺では赤平市、三笠市、砂川市、歌志内市、南幌町、上砂川町、月形町、新十津川町、雨竜町、北竜町、これだけが100%エアコンを学校に設置しています。

特に、近隣では月形町がたまたま近年コロナのお金を使ってエアコンを付けたというのがありますが、いろんな方法があったのだなと思っています。ほぼ半分に近い学校がやはりこういう暑さ対策が必要だと、快適な環境が必要なのだなというのがありますので、この辺、検討でなくて、必ずぜひやりますと言っていただけないと困るなと思っていますが、その辺、教育長、町長、再答弁お願いしたいと思います。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

ただいまのご質問にお答えをいたします。

ただいま、議員、おっしゃってましたアンケートについては、ちょっと聞いておりませんでした。

ただ、子供たち、暑いので何らかの方策はしてほしいという意見を発しているということとは聞いております。

先ほどおっしゃっていましたが、その23日の地域参観日、私も4時間目に行かせてもらいまして、それこそ人数の少ない学級は保健室あるいはパソコン教室で、1時間ごと交代で授業をしていまして、教室の温度はというと、軒並み35度、一番高いところで38度あったという状況です。とてもひどい暑さだなと感じて戻ってまいりました。

また、次の週、中学校で学校祭があったのですが、学校祭の当日はそれほど暑くなかったのですが、ただ、それに向けての練習していた期間がとても猛暑だったなということ想像すると、やっぱり何らかの対策は講じなければいけないなと考えております。

令和2年に一般質問を受けた後に、我々も検討しながらどれぐらい経費がかかるのかという積算をお願いしていた経過もありまして、そのときで、すべての部屋にエアコンを付けると、小中学校合わせて1億円弱の金額だと聞いております。

ただ、それはすべての教室ですし、今保健室には付いている状況になっております。

例えば、緊急避難的な場合ということを見ると、必ずしもすべての教室につけなくても、それぞれが緊急避難的に授業を行えるエアコンがついているスペースを確保できればいいのかなということになりますと、逆に今、ICTを使った授業というのが行われていますので、例えばパソコン教室などのような広い教室ですと、例えば2学年が入って、タブレットを使って、それぞれが授業をやるであるとか、特別教室、普通教室に全部つけるのではなくて、比較的面積の広い特別教室、多目的教室等につけることによって、もし普通教室につけるより経費が安くなるのであれば、そのような検討もしていきたいと思っております。

いずれにしても、来年に向けて、町と協議しながら検討を進める作業に取りかかっていると考えております。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

先ほどの中学生の言葉、本当に驚きました。そこまでひどい状況だったのかというのを改めて実感したところでございます。

ただいま、教育長の方からお話ありましたように、やるかやらないかといえばやります。

ただ、その進め方につきましては、今後検討させていただきたいと思っております。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

静川議員。

○6番（静川広巳君）

うちの町はマンモス校ではないので、小さい学校なので、教室自体もそれほど大きくないし、人数もそうなので、うまくやれば、月形町などは普通の家庭用のエアコンみたいなものを壁にくっつけるような、ああいうエアコンで対応しているみたいなんです。あれでも十分やれるのだなという気はしていますので、その辺いろいろ考えていただいて、ぜひやっていただきたいなと思うのと、それと、要はいつ工事するのかという話。いつ工事するの

かなと思ったのですが、夏休みに工事するのでは、私は間に合わないと思うのですよね。

だから、やはり休みのときと考えたら、もう早急に、それこそ計画でも立てて、春休みなのかどこかの期間で土日を利用してやるのか、とにかく早い時期。7月ぐらいまでにはすべて終わらせるような格好で工事も進めていかないと、夏休みを利用してなどと言っていただけないと思うので、その辺もしっかり考える必要があるのかなと思うのですけれど、その辺、工事なども、どうだという話はしているのかどうかもお伺いしたいと思うのですけれど。もしする場合ですよ。

○議 長（小松正年君）

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

今までの答弁にありますように、どういう中身でやっていくかというところを検討している段階でございます。時間的なものにつきましては、まだ至っていないというのが現状であります。

いずれにいたしましても、先ほどラピダスの話もありましたけれど、時期的な問題、あと作業員が確保できるかといういろいろな問題がこれから出てきて、検討していかねばならないかと思っておりますので、改めまして検討させていただきます。

○議 長（小松正年君）

ただいまから、昼食のため休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時29分

○議 長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問の続きでございます。

発言順位5番、土屋慎一議員。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

令和5年第3回定例会の一般質問、質問させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

まず、最初に、私の方からご質問予定しておりました、教育長に対して、小中学校のエアコンの設置のことについては、先の議員お2人が回答をいただきまして、設置の方向で動いているということをお聞きさせていただきましたので、私の方からは追加質問で考えていたことを、町長にお聞きしたいなと思っております。

ことしの夏は本当に浦臼町、暑かったと皆さんが感じられていると思っておりますけれども、先日、浦臼小だよりが皆さんに回覧されたのですけれども、その中で、私もちょっと知らなかったのですけれども、22日から23日、24日というのは猛暑日が3日間続きまして、学校の方では4時間授業で給食を食べて下校という対応を取ったそうです。

それから、多分、きっと楽しみにしていたのでしようけれども、8月25日に一、二年生が砂川市の子どもに国に見学旅行を予定していたのですけれども、これも猛暑日の予報が出ていたため中止して、お弁当は学校に戻ってから食べることにしましたと

ということが記載されておりました。

エアコンの設置というのは、ただ単に子供に我慢しなさいというところを押しつけるのではなくて、命の危険に関わるようなことだということで私は捉えておりました、急務が必要だと思います。

学校の対策としては、学習時間の短縮、それからエアコンの設置されている場所で学習という救急的な応急処置で対応しているということが書かれておりましたけれども、多分これはもう限界の域に達しているのだと思います。

私はちょっと認識不足で知らなかったのですが、この小中学校のエアコンの設置は、令和2年にもお話があったということで、残念ながら今回もいろいろと事情があるとは思いますが、実際にエアコンを設置するためには、いろいろとお金もかかると。

私も調べてみましたけれども、文部科学省の方で大規模改造空調事業について、学校施設環境改善交付金というのがあるそうで、それは特別な教室に設置するのではなくて、全クラスにエアコンを設置するのに補助を国で行うという制度があるそうです。

ここにも書かれているのですが、北海道は本州と比べまして気候も穏やかだし、そんなに暑くなることはないということで除外される傾向があったようです。

しかしながら、こういう補助金を使っていち早く設置するためにはどうしたらいいのかということを実際に考えていくことこそ、子供の命を守るという町の姿勢が示される場所だと思います。

そこで、町長に質問いたします。このいろいろな事情があって、もしかしたら来年度は設置が無理で、再来年に回るかもしれないということがあった中で、何か事故があったときにはどうしたらいいのかということを考えると、私はできることをやるのではなくて、あらゆる可能性を考えて、できないことでも一歩踏み込んで町行政が子供たちの命を守るために手を施すということが大事なのではないかなと思うのですが、その点に関しまして、町長はどのようにお考えかご質問いたします。

○議長（小松正年君）

土屋議員、事前の通告書では教育長になっているので、教育長でいいですか。

○2番（土屋慎一君）

教育長に質問したことというのが答えられたということで、追加質問で町長にその意向というのを聞きたいということで。

すいません、申しわけないです。

そうしたら、その考えを教育長にお答えいただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

河本教育長。

○教育長（河本浩昭君）

それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、町長の答弁、それから私のお答えにもありましたとおり、来年からの設置について検討していきたいと。

それから、町長からも前向きな答弁がいただけましたので、少なくとも来年から設置をするということで考えておりますし、そのように努力したいと思っております。

以上です。

○議長（小松正年君）

土屋議員に申し上げます。

通告外の内容になってしまったので、一応こういった形でよろしくお願ひしたいと思ひます。

再質問的なものがあれば、どうぞ。

ありませんか。

○2番(土屋慎一君)

よろしいです。

○議 長(小松正年君)

それでは、2番目の質問をお願ひしたいと思ひます。

○2番(土屋慎一君)

それでは、続きまして、通告にあります浦臼町多世代交流施設「えみる」についてご質問させていただきますと思ひます。

町長に質問したいと思ひます。

「えみる」の有効活用、具体的な計画・予定についてお聞ひしたいと思ひます。

令和6年にオープン予定の浦臼町多世代交流施設ですが、実際にもう工事も始まり、愛称も「えみる」に決まりました。

そもそも施設というのは、建物が完成して完了ではなく、町民の皆さんが活発に活用することによって、愛される建物として命が吹き込まれ、育っていくものだと思います。

そのためには、完成前から十分な有効活用計画と具体例を町民に対して周知徹底を、町発信で示していくことが重要だと思います。

そこで質問いたします。

開設に当たり、多くの町民が参加できるオープンイベント、またその後の活用計画と町民への利用呼びかけの具体例、周知徹底のための広報計画など、予定していることがあればお聞かせいただきたいと思ひます。

○議 長(小松正年君)

答弁お願ひします。

川畑町長。

○町 長(川畑智昭君)

土屋議員のご質問にお答ひいたします。

まず、議案第40号で指定管理者の選定について上程させていただいており、提案前の答弁となりますことをご理解いただきたいと思ひます。

多世代交流施設「えみる」は、子供から高齢者に至るすべての世代が自由に集い、にぎわいの創出や交流を図ることを目的として、令和6年3月に竣工、5月2日に開館を予定しています。

開館にあわせオープンイベントを開催する予定ですが、今後、指定管理者と内容を検討し決定してまいります。

次に、施設の活用計画といたしまして、子供たちが楽しく利用できる水遊び場・遊具の設置、中高生が気軽に訪れ勉強や会話ができる環境、高齢者の方から要望のありましたカラオケをはじめ集いの場として利用いただく設備など、まずは日頃から気軽に足を運び、世代を超えて新しい交流が生まれるような普段使いの場として、町民の皆さんに認識していただくことが活用の第一歩と考えています。

次に、収蔵しております絵画の展示や町内外の方による音楽イベントをはじめ、町内のサークルなど団体の皆さんと相談をさせていただき、作品の展示や講習会の開催など各種のイベントを実施したいと考えています。

施設の運営、事業の企画は、指定管理者が主体的に進めていくこととなりますが、軌道に乗るまでは連携・協力を図りながら施設の利用促進に努めてまいります。

最後に、周知徹底のための広報活動ですが、より多くの方に利用していただけるよう、指定管理者によるPRもお願いしますが、町では施設の概要や特性がわかるチラシの作成、浦臼町公式ホームページや広報紙でも施設の活発な利用に向けた情報を随時お知らせしてまいります。

以上です。

○議長（小松正年君）

再質問ございますか。

土屋議員。

○2番（土屋慎一君）

回答ありがとうございます。

この国でもバブルの時代がありまして、ちょうどそのときには私が成人した頃だったのですが、先日、テレビを見ましたら、その頃にできた大きな施設、それから、私が見たときには観音様の大きな像がありまして、それが経年劣化によって修復しなければいけない、それから利用を見込んでいた利用者がいないということで、これからどうしていこうかというのも報道されておりました。

まだそんなことを考えるのは早いではなくて、今のうちから利用計画というのを町発信でどんどんどんどん出していく必要があると思います。

結局のところ、では、何に使っていいのかというのは、具体例がないとなかなか町民が利用できないと思いますので、質問の中にもありましたけれども、広報計画も大事なのですけれども、町のイベントを、せっかく施設ができたからこういうこともできるのだという具体例として何か計画をすとか、そういうことがないとなかなか町民が何かのために施設を使うというところがないと、活発に利用されていくということができないのではないかなと思います。

改めまして、町長にお聞きいたしますけれども、今までどおりの広報計画、それから活用法の提示ではなくて、もう一歩前に進んだ町発信の何かイベントとか建物を利用して、こういう活用ができるのですということを企画とかは考えられておられるのでしょうか。お聞かせいただきたいと思います。

○議長（小松正年君）

答弁をお願いします。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中でもお話をいたしましたけれど、まず第一にすべきは、普段使いに利用していただくことが第一だと思っています。

それはイベントがあろうがなかろうが、お集まりいただけるような仕組みと申しますか、当然カラオケという設備を利用しに来られる方もいらっしゃいますし、それを機会にまたこういうことにも利用していきたいというような思いを持っていただけるような場と申しますか、まずは一度来ていただきまして、親子連れなども水遊びの場ですとか、遊具施設も用意してありますので、まずはそこで一度来ていただきまして、その利用の輪が広がっていくような形、普段使いの場としての施設運営がまず先かなと考えております。

それにイベントを付帯させて、絵画なら絵画を見るために来ていただく、目的を持って

来ていただくものと普段何気なく利用していただく両方、当然それもPRしていかなければ根付かないものではありますので、議員おっしゃられるように、やはりこういう利用ができますというようなポイントを絞った利用の仕方も提示していく必要があると考えています。そのようにやっていきたいと思えます。

○議長（小松正年君）

再々質問ございますか。

○2番（土屋慎一君）

ありません。

○議長（小松正年君）

以上で、一般質問を終わります。

それでは、議長交代のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○副議長（柴田典男君）

休憩を閉じ、会議を再開します。

一般質問を続けます。

発言順位6番、小松正年議員。

小松議員。

○8番（小松正年君）

第3回定例会におきまして、副議長の許可を得ましたので、私の方から1点、町長にお伺いしたいと思います。

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律では、都道府県及び市町村はその地域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガス排出のための総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するよう求めるものとされております。

浦臼町においても、2023年3月3日開催の第1回定例会におきまして、町長の令和5年度町政執行方針の中で、2050年、二酸化炭素排出を実質ゼロとするゼロカーボンシティを目指すことを宣言しております。

そこで、町長に次の3点についてお伺いしたいと思います。

1番目として、扱う所管はどこか。また、脱炭素のロードマップを示していただきたい。

2番目としまして、具体的なものや構想的なものがあれば示していただきたい。

3番目に、二酸化炭素排出対策事業交付金など、ほかにもたくさん交付金事業があると思いますが、それらに取り組む考えはないのかをお伺いいたします。

よろしく申し上げます。

○副議長（柴田典男君）

ただいまの小松議員の質問に対して答弁願います。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

小松議員のご質問にお答えいたします。

1点目の取り扱う所管につきましては、総務課が担当となっております。

次に、脱炭素のロードマップについてですが、策定に必要なスキルやノウハウ、高度な専門知識の習得が不足しており、現在策定までには至っておりません。

今後どのように進めていくか、まずは北海道が行っております新エネルギーコーディネート支援事業を活用し、専門家の意見や助言等をいただきながら、ロードマップ策定に向けて検討してまいります。

2点目の具体的なものや構想でございますが、既に実施しております主な取り組みといたしましては、公共施設等における照明器具のLED化と消灯の励行、クール・ウォームビズによる冷暖房温度の適正化、資源リサイクル等に取り組んでおります。

また、来年度建設予定の町立診療所では、太陽光発電ガラスの設置を検討しておりますが、現段階でできることは非常に限られています。

さきの質問にも関連しますが、ロードマップ作成の前段として、本町における再生可能エネルギーの賦存量と利用可能性の調査及び有効で実施可能な事業の精査を行う必要があると考えております。

国は2030年におけるCO₂の削減目標を46%と定めており、この目標を達成するためには専門家の知見を取り入れた詳細な事業計画が不可欠です。

取り組むべき事業あるいは構想につきましては、コストや事業効果を十分検討した上で計画を策定し、具体化してまいります。

3点目の交付金事業の取り組みですが、これまでの答弁のとおり事業が具体化した時点で、必要な補助メニューの活用を検討してまいります。

カーボンニュートラルの実現は、町民・事業者・行政が一体となって取り組まなければ達成できない課題であり、段階を踏みながら脱炭素社会に向け取り組んでまいります。以上です。

○副議長（柴田典男君）

再質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

それでは、町長に再質問をしていきたいと思っております。

町長の今の答弁の中にもありましたけれども、調査してからという内容だったかと思っておりますけれども、町長も宣言して、浦臼町でゼロカーボンシティをやるのだと目指している中で、町長自身でこういったことをやりたいのだと、そういう具体的な何か内容があるかと思うのですけれども、そこら辺がもしあればお聞かせ願いたいと思っております。

○副議長（柴田典男君）

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいま、小松議員の方から再質問をお受けいたしましたけれど、議員のお考えがもし、こういうことはどうだろうかというような具体的なものがあればと思っておりますので、ここで反問権の行使をお願いしたいと思います。

○副議長（柴田典男君）

ただいまの反問権の行使の要求について許可をいたしたいと思います。

事務局はこれより持ち時間を停止してください。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

ただいま申し上げましたけれど、もし議員がお考えの具体的な案がありましたらお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（柴田典男君）

小松議員。

○8番（小松正年君）

それでは、町長の反問権にお答えしたいと思います。

浦臼町に以前、こういう冊子、これは平成20年2月に、株式会社NERCが作ったものなのですが、浦臼町地域新エネルギービジョン。浦臼町にどのような自然エネルギーの可能性があるのかという調査があります。

この中をずっと読んでみますと、浦臼町における新エネルギーの可能性のあるものというと、第1に風力となっていて、どうも風の強い町ではないような気がするのですが、そういう調査。

それから、太陽光パネルですね、太陽光エネルギーというのですか、そういうものも可能性としてありますよと。

もう一つ大きなものがバイオですね。バイオマスという調査結果になっております。

私も今回のこの質問をさせていただくにはそれなりに私なりの考えを持って質問させていただいておりますので、私の考えの中身をちょっと述べさせていただきたいと思いますが、参考資料にもつけてあります登別市の、これは事例で載せたわけなのですが、登別市では公共施設の電力使用量の50%を再生可能エネルギーで賄おうという計画。

あるいは、空知近隣で皆さんは知っているかと思うのですが、秩父別町で「ゆう&ゆ」という温泉の裏手に大きなグラウンドがあるのですよね。その空き地を利用して太陽光パネルを並べて、そこでマイクログリッド事業ということで、そこで発電したものを近隣にある近くの公共施設に蓄電池も併設して賄うという取り組みを今秩父別町で行っています。

その澁谷町長にお話を聞いてびっくりしたのが、総事業費は7億円ということだったので、国、道、それから過疎債を合わせて7億円の事業をやって、実質町で出す負担が一千二、三百万円というようにびっくりするような金額で、これが可能だという話をしておりまして、なかなかすごいことを考えるのだなと思っています。

それで、私の一応考え方というか、思っているのが、浦臼町においても、公共施設、役場やら保健センターやら小中学校、それからコミュニティーセンターとかの公共施設があります。

JRの跡地を活用して、そこに太陽光パネルを設置して、この公共施設の電力を賄おうと。

要するに、ここはほとんどが避難場所にも指定されているので、皆さんも記憶にあると思うのですが、ブラックアウトになって大変なこともありました。

そういったことも避難所に対しての災害的な予防としての機能も兼ね備えているのではないかと私も考えています。

それと、何よりもJRの跡地というか、浦臼町の真ん中を突っ切っていますので、電力をそのまま北電とかそういった他の送電線を借りなくても自前の土地の中で送電できるという、これはオンサイトPPAとかというのですが、そういったことで使用料がかからないというメリットもあるので、これをうまく利用しながら、そういった公共施設の電力を賄って、カーボンニュートラルを達成していこうと、そういう考えが一つありま

す。

まだ二つぐらいあるのですけれど、もう一つが土地改良区の揚水機場、これ中川理事長もおられるのですけれど、今電気代が5,000万円近くかかっている、昨年から見ても2,000万円以上お金がかかっていると。

5,000万円近くの電気代がかかっているのですけれども、この施設の電気を、ここはやっぱり、浦臼町は風力がいいと言っているのです、風力発電などを利用して、3割程度の電気が賄えれば、風力ですので夜も回りますので、そこら辺でこのオフセットについても達成できるのではないかなと考えています。

また、もう一つが、バイオマスということで、私が思っているのはバイオマスで発電ではなくて、バイオマスを使って、堆肥ですね、これを堆肥工場というか、堆肥をペレット工場にして、今肥料も高騰してしまっていて、ものすごく肥料代もかかっています。

化学肥料が、特に今いろんな問題で上がっておりまして、そういう化学肥料をつくるのもものすごい電気がかかってつくっているのですね、あれは実際に。

だから、そういったものを少しでも少なくできるように、そういう有機的な肥料を自前で生産して、これは神内さんとか浦臼町にいる地区の酪農関係の方にも相当協力してもらわなければいけないとは思っているのですけれども、そういった協力の中でうまくWCSとか循環しながら、そういう施設ができればいいのではないかなという思いでいます。

こういったいろんなまだほかにも多分あるかと思うのですけれども、専門家が判断して調査して、その中でチョイスするのも一つの方法だと思いますが、ある程度構想の中でこれとこれはやりたいなというものがあるならば、私の考えは今言った内容なのですけれども、これを反問権の答えとさせていただきます。

○副議長（柴田典男君）

ただいま、反問に対する回答がなされましたが、これでよろしいですか。

○町 長（川畑智昭君）

十分理解しました。

○副議長（柴田典男君）

以上で、反問権の行使を終了します。

これより、一般質問を再開します。

事務局は持ち時間の停止を解除してください。

再質問の答弁をお願いしたいと思います。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

反問の答弁、お答えありがとうございました。

それで、再質問にお答えしたいと思いますけれども、3月に宣言をしまして、急遽な宣言でもあったわけですが、半年余りが経過いたしました。

その間、町にとって何ができるかというのは、検討といいますか、頭の中で考えてきたところではありますけれども。ことしの3月に環境省の方から自治体排出量カルテという数字が公表されました。

それは全国のすべての市町村におけるCO₂の排出量でありますとか、それがどのような産業なり家庭なりから排出されているかという町ごとのデータが発表されております。

それを軽く説明いたしますと、浦臼町のCO₂の排出量は令和2年度、2万1,000トンと試算をされていたところです。

これが継続的に排出されるものとして、2030年、国は46%のCO2削減を目標としておりまして、それを町にも達成してほしいという要請が来ているところではありますけれど、さらにその中身を見ますと、2万1,000トンのうちの工業ですとか農業の分野で47%が発生しているという国の試算結果になっております。

さらに、一般の方が乗っている自動車が24%で各家庭から排出されるのが18%ということになりまして、その他、役場を含む事業所なり商店さんから排出されているのが11%ということで、これで100%、2万1,000トンの二酸化炭素が排出されているということが国から示されております。

計画をこれから立てるにしても、ロードマップを立てるにしても、この2万1,000トンのうち9,660トン、46%をいかに減らしていくかというのが計画の具体的な中身になってくると思います。

そういう意味では、浦臼町にもこれまでもメガソーラーと申しますか、ソーラーの発電所を設置したいという民間の方が何社かこれまでもあったわけですが、ことしも1件ございまして、当然ただソーラーを立てられるだけでは町にとってのメリットはありませんので、公共施設なり揚水機場も含めて、それをソーラーに変えることによって、どのように低減されているのかということ、その業者の方に試算させていただきました。

結果的には、細かい話はここではできませんけれど、今の北電さんの示されている金額が十分安い金額が示されていますねということで、そのソーラーに変えることによるメリットはその会社としてはないという結論をいただいたところでございます。

そのほかにも、今後、当然登別市さんの計画の中にもありましたけれど、公共施設にソーラーを設置していくという計画が多分どこの町でも計画にも入ってくるかと思えますけれど、役場を含む全事業所で11%の排出しかしていないということになれば、仮に役場でこの11%のうちの何割かをソーラーによって賄ったにしても、本当に46%のうちの本当に数%にしかならないのかなというのが、現実として数字を見て、本当に相当なことをしないと大きな効果は得られないなというのを改めて実感したところでございます。

ソーラーにつきましては、町が経営していくのか、民間を誘致するのか、それによっても経費のかかり方等も大きく違ってくるかと思えますけれど、当然二酸化炭素の削減は第一の目標にはなりますけれど、それをそのために大きな投資をすることになりますので、効果のあることをすべてやれるかといったら、また別の話になってこようかと思えます。

再生可能エネルギーの賦存量にいたしましても、ちょっと風力というのは昔はそういう話もあったのですが、今はなかなか風力という話は出てこないのですが、ソーラー発電がやっぱり現実的な選択になっていくのかなとは思いますが、公共施設をはじめ普通の家の方にもそれを設置していかなければ、本当に効果が出てこないというのがあります。

そうすると、当然、補助事業等で支援していくという形にもなりますし、46%、本当に難しい数字だと思っておりますけれど、この46%に向けてこの町が何をしていけるのか、ソーラーもその一つだとは思っておりますけれど、もう少し詰めないと簡単なことは言えないのかなと考えておりますので、回答といたします。

○副議長（柴田典男君）

再々質問ありますか。

小松議員。

○8番（小松正年君）

今の町長のお話、よくわかりました。

確かに、行政がやれる範囲は本当にそんなにはないと思っておりますが、最後の再々質問の中で、もっと町民にこのゼロカーボン、どういうことだということを、情動的にこういうものだよというものを町民全体に告知して、お知らせして、一緒に取り組みましょうというような動きをこれからしていかなないと、到底その目標の46%には達成できないと思っております。

扱うところは総務課ということなので、毎月広報も発行していますので、広報に載せなくてもいいのですけれども、それを利用していろいろ冊子か何かでゼロカーボンについての情報を全体に行き渡るように広報活動をもっとやっていただきたいということを最後に質問しまして、一般質問を終わりたいと思います。

○副議長（柴田典男君）

答弁願います。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

広報というか、住民にもう少し知らせるということでご意見を伺いましたので、ゼロカーボンという言葉が先行していますけれども、高齢の方にはなかなか届かないのかなと考えておりますので、できればこうすればこうなるというような何か例示を示した上で、広報に努めていきます。

○副議長（柴田典男君）

これをもって、一般質問を終わります。

議長交代のために、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時09分

再開 午後 2時10分

○議 長（小松正年君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第6 承認第3号

○議 長（小松正年君）

日程第6、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町 長（川畑智昭君）

承認第3号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由といたしましては、前委員の辞職により固定資産評価審査委員会の委員1名が欠けたため、地方税法第423条第4項の規定に基づき補欠委員を選任したので、同条第5項の規定により事後の承認を得たいとするものです。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

専決事項につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任でございます。

住所につきましては、樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の563、氏名につきましては森川勇樹、生年月日は昭和56年9月1日、選任理由といたしまして、前委員の辞職に伴う選任となります。

選任期間につきましては、令和5年7月4日から令和8年5月6日まで、前任者の残任期間とするものでございます。

令和5年7月4日

浦臼町長 川畑智昭

以上、十分ご審議いただきまして、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第3号を採決します。

本案を原案のとおり承認することに賛成の議員は起立願います。
(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、承認第3号 専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

◎日程第7 議案第35号

○議長（小松正年君）

日程第7、議案第35号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案第35号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）。

令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ721万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ42億8,639万7,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

北海道浦臼町長 川畑智昭

歳入歳出予算の補正につきまして、まずは歳出よりご説明申し上げます。8ページをお開き願います。

2款総務費、1項3目企画費、補正額212万円の追加でございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、1点目は住宅リフォーム等補助金申請者の増による追加計上でございます。2点目は今月28日から4日間、東京において開催されます北海道フェアin代々木に参加されます東京浦臼会へのイベント出店費用助成金を計上するものでございます。

5目公共施設管理費、補正額21万5,000円の追加でございます。11節電話料におきまして、鶴沼改善センター、晩生内地区コミュニティーセンター及び中央団地集会施設ふれあいの家の3施設の光回線敷設に伴う利用料金を計上するものでございます。

7目生活交通対策費、補正額4万8,000円の追加でございます。11節電話料におきまして、町営バス浦臼滝川線の更新車両のWi-Fi導入に係る利用料金を計上するものでございます。

次に、4項1目戸籍住民台帳費、補正額5万3,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、マイナンバーカードに住所変更等を記載するプリンターの更新に係る保守費用を計上するものでございます。

6項1目統計調査総務費、補正額9,000円の追加でございます。1節報酬並びに10節需用費におきまして、住宅土地統計調査の交付金確定に伴う所要額を計上するものでございます。

3款民生費、1項5目障害者福祉費、補正額180万6,000円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、障害者入所給付費等、また令和4年度の各種障害者医療費の減少に伴い令和4年度受け入れ済みの国または道負担金の一部について確定額に合わせて歳出予算よりそれぞれ返還するものでございます。

2項4目未熟児養育医療給付費、補正額30万4,000円の追加でございます。19節扶助費におきまして、対象児1名の入院費用予算不足が見込まれることから所要額を追加計上するものでございます。22節償還金利子及び割引料におきましては、令和4年度の養育医療費の減少に伴い令和4年度受け入れ済みの国庫負担金の一部について、確定額に合わせて歳出予算より返還するものでございます。

7目子育て世帯臨時特別給付金事業費、補正額15万円の追加でございます。22節償還金利子及び割引料におきまして、子育て世帯への臨時特別給付に係る令和4年度受け入れ済みの国庫補助金の一部について、確定額に合わせて歳出予算より返還するものでございます。

3項1目老人福祉総務費、補正額19万5,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、展示室設置のエアコン1機の修繕費用を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきまして、空知中部広域連合負担金増に伴う不足額を計上するものでございます。

次に、10ページをお開き願います。

4款衛生費、1項4目保健センター等管理費、補正額39万8,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、機械室火災感知器及び外壁電鈴並びに床暖房真空ヒーターの部品交換費用を計上するものでございます。

2項3目最終処分場管理費、補正額71万5,000円の追加でございます。12節委託料におきまして、昨冬の積雪による倒木搬入量の増加に伴い予算の不足が見込まれる

ことから追加計上するものでございます。

5款農林水産業費、1項5目農業振興費、補正額38万7,000円の追加でございます。10節需用費におきまして、新規就農総合対策事業、農業体験に伴う滞在住宅の所要額を計上するものでございます。なお修繕料につきましては、ぶどうの丘恵彩館還流ボイラーの部品交換費用を計上するものでございます。

8目水利施設管理費、補正額963万5,000円の減でございます。10節需用費におきまして、電気料につきましては揚水機場高圧電力に係る燃料費調整単価の変動に伴う支出の見込みの減、修繕料につきましては取水口揚水機場の天井クレーン及び第1揚水機場の主ポンプ3台の電動吐出弁点検費用をそれぞれ計上するものでございます。12節委託料におきましては、先の修繕に伴う高圧受電設備の開閉を有資格者が実施するための費用を計上するものでございます。

6款商工費、1項2目観光費、補正額31万2,000円の追加でございます。13節使用料及び賃借料におきまして、鶴沼公園キャンプ場のクラウド版予約システム利用料を計上するものでございます。18節負担金補助及び交付金におきましては、寄付金によるテント購入費相当分を観光協会補助金に追加計上するものでございます。

7款土木費、1項2目道路維持費、補正額228万6,000円の追加でございます。14節工事請負費につきましては、補修箇所の増に伴い追加計上するものでございます。17節備品購入費におきましては、建設機械車庫の20トンジャッキの経年劣化に伴いまして、更新費用を計上するものでございます。

3項1目住宅管理費、補正額280万円の追加でございます。10節需用費におきまして、公営住宅及び特定公共賃貸住宅の入退去における修繕に予算不足が見込まれることから所要額を追加計上するものでございます。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理教育振興費、補正額465万6,000円の追加でございます。14節工事請負費におきまして、小学校既存のつり下げ式バスケットゴールの撤去後、固定式のバスケットゴール設置費用を計上するものでございます。説明が前後いたしますが、10節扶助費におきましては、改修工事に伴います事務費を計上するものでございます。財源につきましては学校施設環境改善交付金を活用するものでございます。

次に、12ページをお開き願います。

3項中学校費、1目学校管理教育振興費、補正額7万円の追加でございます。10節需用費におきまして、英語授業にて活用のクラウドソフトライセンス料2年間の無償期間終了に伴う計上でございます。

5項2目保健体育施設費、補正額33万円の追加でございます。10節需用費におきまして、B&G海洋センターのプールろ過機ポンプ漏に伴う修繕所要額を計上するものでございます。

以上が、歳出についてのご説明でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開きください。

10款地方交付税、1項1目地方交付税、補正額1億2,902万8,000円の追加でございます。普通交付税の交付額確定に伴い所要額を計上するものでございます。

14款国庫支出金、2項5目教育費国庫補助金、補正額142万2,000円の追加でございます。補正予算の歳出におきまして計上してございます浦臼小学校体育館バスケットゴール改修工事に係る補助金でございます。

15款道支出金、3項1目総務費委託金、補正額9,000円の追加でございます。本

補正予算の歳出におきまして計上してございます住宅土地統計調査に係る補助金でございます。

16款財産収入、2項2目物品売払収入、補正額682万5,000円の追加でございます。除雪用ダンプトラック、給食運搬車及びディーゼル式発電機の売却額を計上するものでございます。

17款寄付金、1項1目一般寄付金、補正額132万3,000円の追加でございます。8月末までの寄付金を計上するものでございます。

18款繰越金、1項1目繰越金、補正額9,365万9,000円の追加でございます。令和4年度決算による前年度繰越金によるものでございます。

20款町債、1項1目臨時財政対策債、補正額223万3,000円の減でございます。令和5年度普通交付税算定結果に基づき起債予定額を減額調整するものでございます。

21款繰入金、1項1目基本財産繰入金、補正額2億2,281万4,000円の減でございます。財源調整に伴い財政調整基金に繰り戻すため減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同額の721万9,000円の追加となっております。

以上が、議案第35号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）の内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議 長（小松正年君）

これより、歳入歳出一括して質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第35号 令和5年度浦臼町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定しました。

ただいまから、休憩といたします。5分間の休憩とします。

休憩 午後 2時26分

再開 午後 2時30分

○議 長（小松正年君）

それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎日程第8 議案第36号

○議長（小松正年君）

日程第8、議案第36号 土地改良事業の計画の概要についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第36号 土地改良事業の計画の概要について。

土地改良（総富地地区維持管理）事業の計画の概要を次のとおり定める。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、土地改良法第96条の2第2項の規定により、議会の議決を
求めるものでございます。

内容について説明いたしますので、次のページ、8ページをお開きください。

土地改良（総富地地区維持管理）事業の計画概要書でございます。

1、事業の目的、この事業は国営かんがい排水事業樺戸（二期）地区により造成された
総富地頭首工の維持管理を適切に行うことにより、地域農業の生産性の向上及び農業経
営の安定化を図ることを目的としており、あわせて当該施設の公共的及び公益的機能を
踏まえ、農業用水施設の多面的機能の効用発揮を図るものであります。

2では、地域の所在、地積及び現況を記載しており、次ページ、9ページ上段でござい
ます、オ、受益面積及び受益農家戸数でございますが、新十津川町、浦臼町、月形町合
わせて2,077ヘクタール、240戸の受益となっております。

3には、総富地頭首工維持管理の要領を記載しております。

(1)には、新十津川町、浦臼町、月形町が農林水産省と管理委託契約を結び施設の管
理を行うものとしておりますが、実際にはこの事業の事務全般を新十津川町に委託する
予定としております。

次のページ、10ページをごらんください。

以下、4では費用の概要、5では効用、6では他の事業との関係を記載しており、7の
計画概要図は別紙のとおりとしておりまして、次のページに添付しておりますので、ご高
覧願います。

以上が、議案第36号 土地改良事業の計画の概要についての説明です。ご審議いた
だき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第36号 土地改良事業の計画の概要については、原案のとおり決定しました。

◎日程第9 議案第37号

○議長（小松正年君）

日程第9、議案第37号 土地改良事業に関する事務の委託についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第37号 土地改良事業に関する事務の委託について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、次のとおり規約を定め、土地改良（総富地地区維持管理）事業の事務を新十津川町に委託することについて、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、土地改良事業総富地地区維持管理事業の事務について、関係町の協議により新十津川町に委託するため議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、13ページをお開きください。

土地改良事業の事務の委託に関する規約でございます。

事務の委託といたしまして、第1条、浦臼町及び月形町は、地方自治法第252条の14第1項の規定に基づき、国営かんがい排水事業権戸（二期）地区によって造成された総富地頭首工（以下「頭首工」という。）に係る土地改良事業（土地改良法第96条の2第1項の規定により行う基幹水利施設管理事業をいう。）に関する事務の一部を新十津川町に委託し、新十津川町はこれを受託するものでございます。

以下、第2条につきましては委託事務の範囲、第3条では事務管理等の方法、第4条、第5条、第6条では経費の負担及び予算の執行方法を規定しております。

次のページ、14ページをお開きください。

第7条では決算の場合の措置、第8条では連絡会議に関し規定しておりまして、年1回定期的に連絡会議を開催し、連絡調整を図るものとしており、その他必要に応じて臨時に連絡会議を開くものとしております。

附則でございます。

この規約は、令和6年4月1日から施行する。

2 浦臼町長及び月形町長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する新十津川町の条例等が、それぞれの町に適用される旨及び当該条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部または一部を廃止する場合は、当該事務管理等に係る収入及び支出は、当該廃止の日をもってこれを打ち切り、新十津川町長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生じる剰余金は速やかに、浦臼町又は月形町に還付しなければならないものと定めております。

以上が、議案第37号 土地改良事業に関する事務の委託についての説明でございます。ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議 長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第37号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議 長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第37号 土地改良事業に関する事務の委託については、原案のとおり決定しました。

◎日程第10 議案第38号

○議 長（小松正年君）

日程第10、議案第38号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

上嶋課長。

○建設課長（上嶋俊文君）

議案第38号 工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結する。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由につきましては、昭和39年浦臼町条例第16号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、令和5年度支浦臼内川護岸改修工事。

2の契約の方法につきましては、指名競争入札、最低制限価格適用でございます。

3、契約の金額につきましては、7,040万円、うち消費税額640万円でございます。

4、契約の相手方、砂川市西1条北20丁目1番25号、北伸建設工業株式会社、代表取締役 増田拓也氏でございます。

本工事につきましては、昨年度から実施しており、本年が最終年の工事でございます。

以上が、議案第38号 工事請負契約の締結についての説明です。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議 長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第38号 工事請負契約の締結については原案のとおり決定しました。

◎日程第11 議案第39号

○議長（小松正年君）

日程第11、議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の16ページをお開き願います。

議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合理約を次のとおり変更する。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、後志広域連合が、新たに北海道市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、規約を変更しようとするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表によりご説明申し上げますので、別冊参考資料の1ページをお開き願います。

別表、組合を組織する市町村、一部事務組合及び広域連合の改正につきましては、（2）一部事務組合及び広域連合の表、区分、後志管内の項に「後志広域連合」を新たに加える改正でございます。

議案書の17ページをお開き願います。

附則、この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものでございます。

以上が、議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第39号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更については、原案のとおり決定しました。

◎日程第12 議案第40号

○議長（小松正年君）

日程第12、議案第40号 指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の18ページをお開き願います。

議案第40号 指定管理者の指定について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、下記の事項に関して議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

提案理由でございますが、地方自治法第244条の2第6項及び浦臼町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年浦臼町条例第20号）の規定に基づき、施設の指定管理者として指定するため議会の議決を求めるものでございます。

まず、議決を求める事項につきましては、1、指定管理者の管理を行わせようとする施設の名称でございますが、浦臼町多世代交流施設えみる。

2、指定管理者となる団体の名称でございますが、社会福祉法人 浦臼町社会福祉協議会。

3、指定の期間でございますが、令和6年4月1日から令和11年3月31日まででございます。

以上が、議案第40号 指定管理者の指定についての内容でございます。ご審議いただき、議決賜りますようよろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第40号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、議案第40号 指定管理者の指定については、原案のとおり決定しました。

◎日程第13 同意第18号

○議長（小松正年君）

日程第13、同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

川畑町長。

○町長（川畑智昭君）

同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

住所につきましては、樺戸郡浦臼町字キナウスナイ188番地の557、氏名につきましては島智寛、生年月日につきましては昭和43年4月28日になります。選任理由につきましては任期満了によるものでございます。

十分ご審議いただきまして、議決賜りますようどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり。]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第18号を採決します。

本案を、原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、同意第18号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第14 報告第5号

○議長（小松正年君）

日程第14、報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

明日見課長。

○総務課長（明日見将幸君）

議案書の21ページをお開き願います。

報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。

令和4年度決算に基づく健全化判断比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、監査委員の意見を付けて報告する。

令和5年9月12日提出

浦臼町長 川畑智昭

議案書の22ページをお開き願います。

令和4年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下にあります表内の各項目についてご説明を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、表に記載の四つの指標により町の財政状況を判断するものでございます。

最初に、①実質赤字比率及び②連結実質赤字比率につきましては、これまでと同様決算額に赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

③実質公債費比率につきましては9.2%となっており、令和3年度決算に基づく比率が2.7%でありましたので、前年度比6.5ポイント悪化となったところでございます。

悪化の要因につきましては、令和4年度の単年度数値算定におきまして、公債費の約定償還に充てる一般財源額が6,681万4,000円増となったことが要因となっております。

④将来負担比率につきましては、令和4年度地方債残高の増加や充当可能基金の現在高の減少など比率の悪化の傾向が見られるものの平成25年度決算以降、10年連続で数値化されていない表記となっております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

次に、23ページをお開き願います。

令和4年度決算に基づく下水道事業会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告する。

下にあります表内の項目についてご説明を申し上げます。

資金不足比率でございますが、資金不足、いわゆる赤字が生じていないことから数値化されていない表記となっております。

監査委員による意見等につきましては、要約になりますけれども、資金不足が生じてお

らず良好であり、特に指摘するべき事項がないとの講評をいただいております。

監査委員の審査の詳細につきましては、別添にて審査意見書を添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

以上、概要をご説明申し上げまして、令和4年度決算に基づく健全化判断比率のご報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（小松正年君）

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

報告第5号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第15 認定第1号～日程第18 認定第4号（一括議題）

○議長（小松正年君）

日程第15、認定第1号 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定についてを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石原副町長。

○副町長（石原正伸君）

ただいま議題となりました、認定第1号 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第3号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について並びに認定第4号 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、これら4件につきまして、地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る8月16日から21日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計の決算について審査を行っていただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見書を付けまして、議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます、提案に当たりましての説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（小松正年君）

柴田議員。

○7番（柴田典男君）

動議を提出いたします。

ただいま議題となりました令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算ほか3件については、総合的見地から慎重なる審査を要するものと考えますので、議長並びに議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中

に継続審査することを望みます。

○議長（小松正年君）

野崎議員。

○4番（野崎敬恭君）

私は、ただいまの動議に対して賛成いたします。

○議長（小松正年君）

柴田議員の動議は賛成者がいますので、成立いたしました。

したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

柴田議員の動議のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

引き続き、決算審査特別委員会委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名したいと思えます。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

認定第1号 令和4年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 令和4年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 令和4年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 令和4年度浦臼町下水道事業剰余金の処分及び決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開催して、委員長並びに副委員長の互選を行っていただきたいと思えます。

休憩 午後 2時57分

再開 午後 3時04分

○議長（小松正年君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開します。

諸般の報告をします。

休憩中に、決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果について報告がありましたので、周知いたします。

委員長に野崎敬恭議員、副委員長に砂場明議員、以上のとおり互選された旨の報告があ

りました。

◎日程第19 発議第4号

○議長（小松正年君）

日程第19、発議第4号 事務の検査についてを議題とします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号については、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第4号について採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 事務の検査については原案のとおり決定しました。

◎日程第20 請願第1号

○議長（小松正年君）

日程第20、請願第1号 肥料、燃料などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の請願についてを議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第1号を採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、請願第1号 肥料、燃料などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書の請願については、採択することに決定しました。

◎日程第21 意見書案第1号

○議長（小松正年君）

日程第21 意見書案第1号 肥料、燃料などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

本件については、ただいまの趣旨に従った請願が採択されたところです。

したがって、本件についてはみなし採択にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第1号 肥料、燃料などの生産資材等高騰対策の強化を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程第22 意見書案第2号

○議長（小松正年君）

日程第22、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

お諮りします。

意見書案第2号については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第2号を採決します。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、意見書案第2号 ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程第23 意見書案第3号

○議長（小松正年君）

日程第23、意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についてを議題とします。

お諮りします。

意見書案第3号については、会議規則第39条第2項の規定により提案理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

これより、質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第3号を採決いたします。

本案を、原案のとおり採択することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小松正年君）

起立全員です。

したがって、意見書案第3号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書については原案のとおり採択することに決定しました。

◎日程第24 所管事務調査

○議長（小松正年君）

日程第24、所管事務調査についてを議題とします。

総務産業常任委員長から、閉会中の事務調査について、会議規則第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小松正年君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（小松正年君）

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

したがって、令和5年第3回浦臼町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 3時12分